

初等中等教育局

①

学校における感染症対策及び 児童生徒の学びの保障

学校は、「学習機会と学力」や「全人的な発達」を保障する役割を持ち、子供たちの居場所やセーフティネットとして、身体的・精神的な健康を保障する福祉的役割も担うことなどから、新型コロナウイルス感染症対策と、児童生徒の健やかな学びの保障を両立することが重要です。

(1) オミクロン株への対応を含む感染症対策、 感染症対策等の予算

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、文部科学省に対する報告を学校の設置者に求めています。最近の感染状況として、令和4年3月1日から31日までの間では、幼児児童生徒137,158人の感染の報告がありました。感染経路としては、全ての学校種を通じて「感染経路不明」が最も多く、次いで「家庭内感染」が多くなっています。

新型コロナウイルス感染症については、度々、変異株が出現しているところですが、特に、オミクロン株に対応した感染症対策としては、地域の感染レベルにとらわれず、特に感染リスクの高い活動（近距離での諸活動）を控えることや、学校全体の臨時休業について、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、学校全体の臨時休業とする前に、時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討することが重要です。

また、学校の一部休業については、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に行うことが重要であり、その上で、同一の学級で複数の感染者が判明した場合には、5日程度学級閉鎖を行うことなどが考えられます。

こうした学校における感染症対策について記載している、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管

理マニュアル」を令和4年4月に改訂しており、また、学校現場における感染症予防のための教育に関する、小・中・高等学校用の保健教育指導資料についても、最新の知見を盛り込み、3月に改訂したところです。加えて、同3月には、学校における日々の感染対策の参考となるよう、公益財団法人日本学校保健会から「学校における感染症対策 実践事例集」が発行されています。

次に、「学校等における感染症対策等支援事業」についてです。本事業は、感染症対策に万全を期すとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境の整備について、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、いわゆる「学校裁量経費」として、学校規模に応じて一定額を補助することとしているもので、現在、令和3年度に交付申請を行っていない自治体や、交付決定額が補助上限額未満となっている学校等を対象に申請の受付を実施しています。

(2) 学びの保障に向けた取組

新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障することが重要と考えています。このため、文部科学省としては、教師が児童生徒の指導や教材研究等により一層注力できる体制の整備のための教員業務支援員の配置の支援や、放課後の補習等による子供たちの学びを保障するための学習指導員の配置の支援等について引き続き取り組んでまいります。

また、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ICT端末を自宅等に持ち帰り、学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにすることが重要です。文部科学省においては、ICT端末を活用した学習指導を行うに当たっての留意事項をお示ししたり、経済的に困難な家庭への通信費支援の充実を図ったりしているところであり、これらの取組を通じて最大限子供たちの学びを確保してまいります。

2

GIGA スクール構想の実現

文部科学省では、Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい学びを実現するため、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する GIGA スクール構想の推進に取り組んできました。

文部科学省の調査によると、昨年3月末時点で、概ね全国の小中学校等において整備が完了し、学校現場では1人1台端末環境下での新しい学びがスタートしています。

今年度は、本格的な端末の活用に向けて重要な1年となります。文部科学省では、1人1台端末を活用した学びが進められるよう、日々子供たちと向き合う教師の皆様をはじめ、教育委員会など学校設置者に対する支援を充実させるため、文部科学省内に設置している「GIGA StuDX 推進チーム」において、1人1台端末の活用方法に関する優良事例や課題への対応事例等に関する情報発信等を行っています。また、令和4年3月には、ICT 環境を活用する上での基本的な方針・考え方をお示したガイドライン（[1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針・チェックリスト](#) [について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)）を策定・公表しましたので、是非ご活用いただきたいと思います。

また、高校でも今年度の新1年生から新学習指導要領が実施されます。共通必修科目「情報I」の実施にとどまらず、新学習指導要領で基盤的な能力と位置付けた情報活用能力等を育成するための環境整備を行い、ICT 環境を当たり前のものとして活用していくための重要な1年になります。今年度の新1年生は、昨年度までに中学校で1人1台端末環境に慣れ親しんだ生徒であることも踏まえて、GIGA スクール構想を高校段階でも推進していくことは重要です。

このため、高校段階においても、全国の都道府県で、新1年生の1人1台端末環境を今年度中に整えていくことが予定されています。今後も整備を進めていき、昨年度までに進めた全国の高校の校内ネットワーク環境整備と相まって、新学習指導要領で目指す資質・能力を育成していく環境の整備を進め、ICT 端末を活用した授業を推進していきます。

3

小学校の 35 人学級と
高学年の教科担任制の推進

一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、昨年3月に義務標準法を改正し、約40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げました。具体的には、令和3年度の小学校2年生から学年進行で5年かけて段階的に引き下げることであり、令和4年度においては、小学校3年生の学級編制の標準の引き下げに必要な3,290人の教職員定数の改善を図ります。

加えて、①専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、②教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革を進めるため、令和4年度においては、小学校高学年の教科担任制の推進に必要な950人の定数改善を図ります。文部科学省としては、各地域や学校の実情に応じた取組が可能となるよう、4年程度かけて、教科担任制の取組を段階的に進めたいと考えており、教科担任制に係る4年間の改善総数は3,800人程度と見込んでいます。

また、令和3年の義務標準法改正法の附則において、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされていることを踏まえ、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、学力の育成その他の教育活動に与える影響などについて検証等を行った上で、その結果も踏まえ、学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めることとしています。

4

学校における働き方改革の推進

「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果（以下「調査結果」という。）では、教職員の時間外勤務は平成30年度以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要があります。

各教育委員会においては、各都道府県・指定都市、市

区町村別に公表されている調査結果や他の地方公共団体の取組状況を分析することに加え、必要に応じて先行的に取り組んでいる教育委員会との意見交換等も行いながら、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用いただけますようお願いいたします。

国としても、小学校における35人学級の計画的整備や高学年の教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、部活動改革、学校向けの調査の精選・削減など、教師の負担軽減につながる様々な施策を総合的に講じているところです。

特に、教師の負担軽減に大きく資する支援スタッフの配置については、令和4年度予算において、例えば、教員業務支援員を前年度当初予算に比べて拡充するなど、必要な経費を盛り込んだところです。また、様々な取組事例についても事例集の発行等を通じて、幅広く展開しています。こうした働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、本年度、改めて実施する勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握する予定であり、引き続き、あらゆる手立てを尽くして取組を進めてまいります。

5

新しい学習指導要領

平成29～31年に改訂された学習指導要領は、小・中学校等においては既に全面実施され、高等学校等においては今年度入学生から年次進行で実施されています。

今回の学習指導要領は、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。このため、全ての教科等において子供たちに育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、バランスよく育むこととしています。

また、子供たちがこうした資質・能力をしっかりと身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことや、各学校におけるカリキュラム・マネジメント

の確立により組織的・計画的に教育活動の質を向上させること、資質・能力の三つの柱に対応した三つの観点に基づき学習評価を改善することにより指導と評価の一体化を図ることなどを重視しています。

各教育委員会におかれても、以下に示す資料等も活用いただくなど、引き続き各学校における学習指導要領の着実な実施のために、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

- ・学習指導要領「生きる力」ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)



- ・【動画】新学習指導要領編（校内研修シリーズ）

※ NITS（独）教職員支援機構提供

(<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>)



6

外国語教育の強化

小・中・高等学校を通じ、外国語活動及び外国語科では、「自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成」することを目標としています。

文部科学省では、小学校外国語教育の指導体制の整備に引き続き取り組むとともに、児童生徒の英語力向上に向け、教育委員会が行う教師の指導力向上のための取組への支援、オンラインを活用した教師の指導力向上等に努めてまいります。また、授業実践例や指導のポイント解説等の動画公開（令和4年4月1日現在61本）など、授業改善

に向けた支援を行っています。

「外国語教育はこう変わる! YouTube 文部科学省 mexitchannel」へは、[こちらから](#) (外国語教育はこう変わる! - YouTube)

7

新しい高等学校教育の推進

新時代に対応した高等学校教育改革に向けて、文部科学省では、令和3年1月の中央教育審議会答申、中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ(令和2年11月)及び通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議審議まとめ(令和3年2月)を踏まえ、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等を令和3年3月31日に改正しました。今年の4月から施行されるものとして、まず、各高等学校は、その学校の特色・魅力等について「三つの方針」を定め公表するものとするとともに、高等学校の設置者は、各高等学校に期待される社会的役割等を再定義することが望ましいとしました。次に、普通科改革として、普通教育を主とする学科は普通科とするとされてきましたが、今回の改正により「普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」と規定し、普通教育を主とする学科として、普通科以外に、学際領域学科や地域社会学科等の学科を設置できることとしました。さらに、高等学校通信教育の質保証においては、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設における教育水準の確保、主体的な学校運営改善の徹底を行うとし、主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針を定めました。これらの制度改正も踏まえ、令和4年度からは「新時代に対応した高等学校改革推進事業」を新たに実施し、普通科改革や、教科等横断的な学びを实践する高等学校を支援することとしています。このほか、社会課題の解決に向けた探究的な学びの推進や、専門高校における職業人材育成の抜本的改革等を進め、引き続き、生徒の学習意欲を喚起するための高等学校改革を推進していきます。

8

幼保小の架け橋プログラムの推進

中央教育審議会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における審議経過報告が取りまとめられ、文部科学省として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」(以下「手引き及び参考資料」という。)を策定しました。

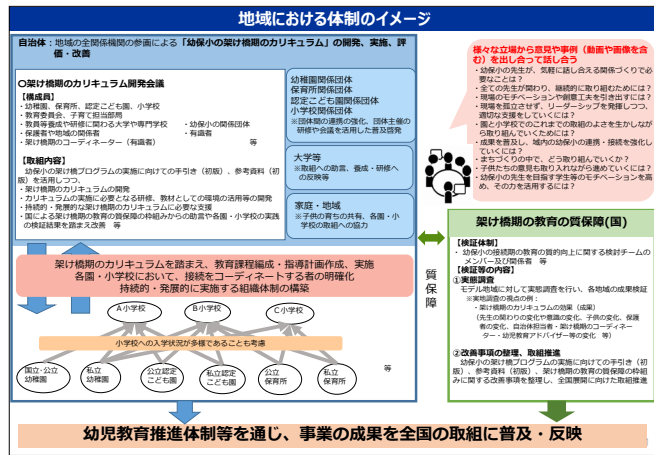
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校(以下「幼保小」という。)の連携を推進してまいりましたが、半数以上の園が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないなどの課題が指摘されています。

この「幼保小の架け橋プログラム」については、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期(0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児～小学校1年生の2年間を対象)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における先進事例の実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

また、「幼保小の架け橋プログラム」のねらいとしては次のことなどが挙げられます。

- ・ 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
- ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
- ・ 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及
- ・ 幼児期・架け橋期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進

本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、関係者の負担軽減に留意しつつ、各地域や施設の創意工夫を生かした取組が広がり深まっていくことを期待しています。



在り方等に関する検討会議報告」が公表され、全ての教師の特別支援教育に関する養成等に関し、国、教育委員会、学校等が講ずるべき新たな方向性が出されました。令和4年度においては、こうした方向性が着実に実施されるよう全力で取り組んでまいります。

10 いじめ対策、不登校児童生徒への支援

いじめにより子供たちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要があります。いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。そして、いじめの問題に対しては、全ての関係者が、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要があります。いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことが重要です。

文部科学省では、これまで、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針等に基づく対応が徹底されるよう、学校や教育委員会等に対する指導・助言や研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実などの取組を進めてきました。また平成 29 年に、基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行いました。さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め 24 時間いつでも子供の SOS を受け止めることができるよう、通話料無料の「24 時間子供 SOS ダイヤル」を整備しています。一方、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段としており、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっています。こうした状況を受け、文部科学省では、平成 30 年度から地方公共団体に対し、SNS 等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、令和2年度からは対象団体を拡充し、全国展開を図ったところであり、継続的な支援制度に発展させることとしています。

加えて、令和 3 年 11 月より、学校や教育委員会等におけるいじめの重大事態の調査について、体制面や運用面に係る様々な課題が指摘されていることを踏まえ、「いじめ防止対策

9 特別支援教育の振興

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。

こうした背景も踏まえ、令和3年度は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布・施行や特別支援学校設置基準の策定、学校教育法施行規則一部改正による医療的ケア看護職員と特別支援教育支援員の位置付け等の法整備を実施しました。

また、本人や保護者の希望があれば、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導の基礎定数化を着実に進めています。

加えて、障害のある子供の個別最適な学びの充実等に向け、ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実のために必要な予算を確保しています。

令和4年3月31日に、「特別支援教育を担う教師の養成の

協議会」において、有識者の方々に、いじめの重大事態の調査の在り方の改善に向け、御議論いただいております。

また、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っております。

令和2年度からは、自治体における不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や教育支援センターにおける相談・支援体制の強化のための取組を推進するため、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施するとともに、令和3年度からは、不登校の未然防止等に向けた校内の別室における相談・指導の充実等に関する調査研究を実施しております。

引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図ってまいります。

11

キャリア教育の推進

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目的とする教育です。現在の学習指導要領においては、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを、小・中・高等学校の総則にそれぞれ規定しました。学校における具体的な方向性としては、「学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進」や「職場体験活動やインターンシップなどの職業に関する体験活動の充実」等があげられます。また、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等の活用」として令和2年4月より小・中・高等学校でキャリア・パスポートを活用しております。

文部科学省では、各学校においてキャリア教育の更なる充実が図られるよう、必要となる取組を進めています。

12

学校健康教育の充実

(1) 健康相談及び保健指導

昨今の情報化社会の流れや新型コロナウイルス感染症の影響等による生活環境の変化に伴い、児童生徒には、肥満・痩身や生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題、感染症など、多様な健康課題が生じています。

このような児童生徒の心身の健康課題の多様化に伴い、課題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、健康相談や保健指導により、児童生徒や保護者等に対して必要な指導・助言等を行い、学校生活によりよく適応していくことができるように支援していくことが必要となります。このため、学校の教職員等においても、心身の健康課題に対する基本的な理解が求められる状況にあることから、文部科学省が発行していた「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き」（平成23年）が、公益財団法人日本学校保健会において、令和4年3月に改訂されました。

改訂版の手引きでは、様々な課題や疾患に関する事例を通して、心身の健康課題や背景の把握方法、児童生徒や保護者への基本的な支援や指導・助言、校内外の連携等について例示されています。

(2) 養護教諭の重要性

身体的な不調の背景には、いじめや児童虐待、貧困等の問題がかかわっていることもあり、このような複雑化・多様化した健康課題に対応していくため、養護教諭が専門性を生かしつつ、中心的な役割を果たすことが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応においては、養護教諭が中心となり、各学校等の感染症対策に取り組むことが必要となりますが、例えば、登校時の健康観察の徹底、登校後の体調不良者への対応、心のケア、手洗い・換気などの指導、消毒等の校内施設の環境整備、感染症対策に必要な物品の準備、職員・保護者への情報提供及び啓発等、さらには学校医、学校歯科医、学校薬剤師や関係機関等との連携・調整など、養護教諭に求められる役割も

増加しています。

養護教諭は学校において一人配置が多いことから、経験の浅い養護教諭は、必要な知識を得られる機会が限られており、また、児童生徒一人一人の健康課題に対し、きめ細かに適切に対応していくためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質を向上させていくことが必要です。

そこで、文部科学省では、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の一人配置校などに派遣する、「地域と連携した学校保健推進事業」を実施しています。

経験豊かな退職養護教諭としての知見等を生かして、保健室経営の助言や健康相談の実施、健康課題への対応、校内研修の実施、学校保健委員会の運営、学校医と連携した感染症対策、性に関する指導を始め外部専門家とも連携した健康教育の実施等を行うとともに、養護教諭が研修等のために学校を一時離れることができるよう、不在時の対応等を行うなどの活用が期待されます。

13

より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和4年度には、新学習指導要領に基づく小学校用及び高等学校（主として高学年）用の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和4年度には、新学習指導要領に基づく高等学校（主として中学年）用教科書の採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、児童生徒の教育の充実を図ることができるよう、紙の教科書に代えて使用することができ、また、令和3年度からは、各教科等の授業時数の2分の1以上使用することができることとなりました。また、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集の公表、普及促進に向けた実証事業等、その円滑な導入に向けて取組を進めています。

14

初等中等教育段階における 教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料支援である高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を充実させるように取組を進めています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和4年度予算において、新入学時児童生徒学用品費等及びオンライン通信費の単価引き上げといった充実を

図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げた措置を、今後も着実に実施するとともに、高校生等奨学給付金においては、令和4年度予算において第1子への給付額の増額やオンライン通信費相当額の増額により支援の充実を図っています。

当面の負担軽減策の実施にあたっては、長引くコロナ禍の影響による家計の状況が、児童生徒の修学に及ぼす影響をできるだけ軽減できるよう、家計急変世帯への支援やオンライン通信費支援の充実等、直面する課題への対応を進めております。

15

夜間中学校の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した4校を含めて、夜間中学は全国15都道府県34市区に40校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第7条に基づき策定した基本指針において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大を図ること等を目標に掲げて取組を行っているところです。また、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては「全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。

文部科学省としては引き続き、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいきたいと考えています。

入学希望者（当事者）御自身に加えて、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などは、お住まいの教育委員会にお問合せ、御相談ください。

16

公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者が集まる「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。